

総務常任委員会

平成26年6月17日（火曜日）

総務常任委員会

平成26年6月17日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 8号 専決処分の承認について
- 議案第 9号 専決処分の承認について
- 議案第10号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議員	宮 内 保	議員	有 田 惠 子
議員	米 本 弥一郎	議員	高 橋 秀 典

説明のため出席した者（20名）

副市長	加 瀬 寿 一	秘書広報課長	飯 島 茂
行政改革推進課長	加 瀬 正 彦	総務課長	堀 江 通 洋
企画政策課長	伊 藤 浩	財政課長	林 清 明
税務課長	佐 藤 一 則	市民生活課長	伊 藤 正 男
会計管理者	赤 松 正	消防長	佐 藤 清 和

監事
その他
査務
委員
局長
担当
員
田 杭 平 三
9名

事務局職員出席者

事務局長 伊藤 恒 男 事務局次長 高 安 一 範
副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

梅雨入りしたものの、暑い日が続いているところでもありますので、健康面には十分留意されまして、旭市の発展のために慎重審査をお願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、宮内保議員、有田恵子議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

総務常任委員会に審査をお願いいたしますのは4議案でございます。議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第8号から第10号までの専決処分の承認についての3議案でありまして、議案第8号は、旭市税条例等の一部改正、議案第9号は、旭市都市計画税条例の一部改正、議案第10号は、旭市国民健康保険税条例等の一部改正でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、全議案可決、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、4月の定期人事異動後初めての委員会でございます。これまで建設経済常任委員会、文教福祉常任委員会それぞれ担当課長の紹介をさせていただきました。委員長、紹介のほう、よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） はい。

- 副市長（加瀬寿一） それでは、順次、自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。
- 総務課長（堀江通洋） おはようございます。総務課長の堀江と申します。この4月から来ましたので、よろしくお願いいたします。
- 企画政策課長（伊藤 浩） おはようございます。企画政策課長の伊藤と申します。今年で2年目です。よろしくお願いいたします。
- 財政課長（林 清明） 4月から財政課長を務めております林と申します。よろしくお願いいたします。
- 市民生活課長（伊藤正男） おはようございます。市民生活課長の伊藤と申します。今年1年目ですので、よろしくお願いいたします。
- 秘書広報課長（飯島 茂） おはようございます。4月から秘書広報課長を務めております飯島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 行政改革推進課長（加瀬正彦） 4月から行政改革推進課長を務めております加瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 税務課長（佐藤一則） 税務課の佐藤と申します。税務課4年目になります。よろしくお願いいたします。
- 監査委員事務局長（田杭平三） 監査委員事務局長の田杭と申します。2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 消防長（佐藤清和） 消防本部の佐藤です。5年目を迎えました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会計管理者（赤松 正） おはようございます。会計管理者兼会計課長の赤松です。1年目になります。よろしくお願いいたします。
- 委員長（向後悦世） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

- 委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。
- 去る6月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認について、議案第10号、専決処分の

承認についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（林 清明）** 議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算(第1号)につきましては、財政課からは本会議でご説明申し上げたとおりでございますのでよろしくお願いたします。なお、事業の内容につきましては担当課より説明いたします。よろしくお願いたします。

○**委員長（向後悦世）** 総務課長。

○**総務課長（堀江通洋）** それでは、総務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いしたいと思います。

まず歳出になります。

9款1項3目説明欄1の防災行政無線等維持管理費284万1,000円ですが、現在、飯岡岡地区の正善院というお寺の敷地内に防災行政無線の屋外子局が1基設置されております。本年3月に、地権者であります正善院の住職から、本堂及び客殿を建設するため屋外子局を移設してもらいたいという要請がございましたので、移設工事費を補正でお願いするものでございます。

以上でございます。

○**消防長（佐藤清和）** それでは議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち消防本部所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いします。

歳出になります。

9款1項1目説明欄1の消防施設整備事業237万6,000円ですが、防火水槽2基の解体撤去要望が本年4月末に提出されたため、補正でお願いするものであります。

以上です。

○**委員長（向後悦世）** 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○**委員（林 晴道）** それでは質問いたします。

消防費の消防施設整備事業についてでございますが、防火水槽2基の解体撤去に当たり、

その後の消防水利はどのように確保するのかお伺いたします。

○委員長（向後悦世） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防水利につきましては、ご存じのとおり防火水槽と有圧の消火栓、それと河川、池等の自然水と、大きく分けて3つあります。それで、有圧消火栓だけに頼りますと、震災ですとかそういう時に断水になってしまうと活動に支障を来しますので、バランスよく配置されるのが望ましいということなんです。撤去につきましては、民地に設置されております防火水槽につきましては、地権者の希望によりまして撤去してほしいという要望が年に二、三件、近年ございます。それで、そのままにしておきますと、当然防火水槽が少なくなりますので、バランスが悪くなりますので、毎年1基か2基、これは民地ではなくて市有地に設置するように計画を立ててやっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 2点ほどお尋ねします。

まず、先ほどの防火水槽の関係でございますが、今、旭市にはこの防火水槽はどのぐらいあるのか。それと同時にこの管理はどういうふうになっているのか。

それから、防災無線ですか、これは移設ということでございますが、これはまたお寺の敷地にやるのか、それともまた別の場所にやるのか、その2点をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防水利の数ですが、平成26年4月1日現在で、防火水槽、これにつきましては521基、これは20トン以上の水槽です。それと有圧消火栓が1,619基でございます。あと、池が8、河川が19、プールが19ということで、合計で2,186基ということになります。

あと、管理ですけれども、管理につきましては、消防本部のほうで年に何回か巡回しています。それと月に1回、消防団員が管轄区域を点検しております。あと、防火水槽の屋根ですとかそういうものにつきましては、地区の役員とか、そういう方から、古くなってきたので替えてほしいとか、そういう要望もございまして、それに順次対応しているということになります。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋委員のご質問の中で、お寺の中に建てるのか、外に建てるのか、飯岡区の区長と今相談をしております、早いうちに調整したい。それと、お寺の外で、お寺に近い所で、ある程度離れてしまうと、当初市内全体の調査をして音の聞こえる位置というのを設定してございますので、お寺からあまり離れない私有地を、公共施設がございませんので、私有地をお借りしてその敷地の角に建てたい、そのように区と今調整中ですので、早目に進めたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 防災行政無線の移設先を調整中ということでありましたが、これはいつ頃ぐらいまでに新しい移設先を決めるのかお伺いいたします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 日程については、早いうちにやりたい。移設でございますので、その場所が聞こえないということではありません。移設したらすぐ聞こえるようにしますので、間隔を置いて聞こえない部分がないようにしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第8号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明申し上げましたが、改めまして何点かご説明をいたします。

1点目は、法人住民税の法人税割の税率の改正でございます。現行の制限税率14.7%を12.1%に、資本金もしくは出資金額が1億円未満である法人等の法人税割の税率を現行の12.3%から9.7%に、資本金もしくは出資金額が1億円以上5億円未満である法人等の法人

税の割合を13.5%から10.9%に改正したものであります。施行につきましては、平成26年10月1日の施行でございます。

2点目につきましては、軽自動車税の見直しで、原動機付き自転車、軽自動車、小型特殊自動車等の標準税額が改正されたものであります。なおこれらの改正につきましては平成27年度分から適用し、三輪以上の軽自動車については27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから改正税率を適用するものであります。

また、軽自動車税においても普通自動車同様、グリーン化を進める観点から、13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して重課税率を適用するもので、平成28年度分以後の軽自動車税について適用するものであります。

3点目につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を平成27年度から平成30年度まで3年間延長するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第9号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。固定資産税の課税標準等の特例の創設による規定の整備でありまして、平成26年4月1日が施行日となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○**税務課長（佐藤一則）** それでは、議案第10号、旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。低所得者に対する国保税の軽減措置の対象世帯を拡大するものでありまして、第1条は5割軽減の拡大です。第2条は2割軽減の拡大で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る所得判定基準を引き上げるもので、平成26年4月1日が施行日となっています。

以上でございます。

○**委員長（向後悦世）** 担当課の説明が終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○**委員長（向後悦世）** 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○**委員長（向後悦世）** これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**委員長（向後悦世）** 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**委員長（向後悦世）** 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**委員長（向後悦世）** 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は、随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長(堀江通洋) 総務課より2点ほど報告させていただきます。

まず1点目なのですが、お手元に配付してございます防犯灯LED化についての用紙をご覧になっていただきたいと思います。その裏面を見ていただきたいと思います。

中段に経費区分、10年間の経費区分を四角の囲みの中に書いてあります。今年、26年までは区や自治会の負担額が5万2,330円、1灯当たり、10年間かかります。しかし、来年、27年からは修繕費、それから新設の費用、そういうものが市の負担になりますので、区では電気料のみの負担となります。LED化することによって、10年間でおよそ1万6,600円、1灯当たりかかります。今まで、1灯当たり10年間で5万2,330円かかっていたものが1万6,600円となりますので、3万5,730円の削減となります。そういうことから、今回議員さん方に説明するのは、区に今まで10年間で2万円、1年、1灯につき2,000円を自治会に補助しておりました。それを、経費を考えてみますと、10年間で1万6,600円という区の負担に対して補助をするのはどうかということで、27年から1灯当たり2,000円の補助がなくなり

ますので、その点周知したいと思います。この周知については、5月に区長会の総会においても、よく区長さん方に周知いたしました。

それとまた、一番上段ですが今年の7月31日まで、新設要望がある場合には、総務課の地域安全班または各支所で受け付けをしております。そういうことも周知してございます。

また、一番下段ですが、防犯灯LED化事業スケジュールということで、7月31日まで新規の申し出を受けまして整理をしまして、工事発注は11月になる予定でございます。今ついでいる防犯灯、それから新規要望のあった防犯灯を整理しまして、11月に工事を発注する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点について、子ども議会について、簡単に周知したいと思います。

開催日は7月29日火曜日、午前9時から正午までを予定しております。

子ども議員は小学生から16名、中学生から6名を予定いたしております。もし、議員さん方、都合がございましたらご覧いただきたいと思います。

総務課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうより、4点につきまして報告させていただきます。

まず、1点目ですけれども、国土強靱化地域計画策定モデル調査の実施についてということで説明させていただきます。

これは国土強靱化という言葉、聞きなれない言葉だと思いますが、これは旭市としまして、内閣官房より6月3日付で国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体に指定されました。このモデル調査は実施団体が国土強靱化地域計画を策定する過程等を内閣官房が収集しまして、モデル事例として全国の地方公共団体に示す、このようなものです。

この調査につきましては、応募があった28件、13道県、16市区町のうち、旭市を含めた12団体が選定されたものであります。

国土強靱化地域計画とは、強さとしなやかさを持った安全で安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進するもので、地域の実情に合わせ、想定される大規模災害などを念頭に、人的被害や地域経済の麻痺など、起こってはならない最悪の事態を設定し、現状の課題を分析して、ハードとソフトの組み合わせの施策を推進するものであります。したがって、従来の行政計画のように特定の事業を列記し推進することといった性格のものではありません。

今後は旭市における脆弱化の評価、これはもろく弱い、その調査を行うとともに、8月に有識者や市民などを含めた策定委員会を発足し、来年4月の地域計画策定を目指すものであります。

平成24年1月に策定した旭市復興計画に基づくハード整備とソフト対策を組み合わせた減災の考え方に基づく総合的な防災まちづくりを一步進め、平時に有効に活用され、有事に能力を発揮、結果として地域経済の発展にもつながる、強さとしなやかさを備えた地域づくりを念頭に計画を策定するものであります。

今後の予定の中にありますように、この会議をおおむね4回、年に開くという予定であります。中段にありますのが、8月に第1回目を開きまして、10月、12月、2月ということで計画して、4月にはこの公表をしていくという予定であります。

続きまして、旭市道の駅、第三セクターの設立計画書の説明に入らせていただきます。

冊子のほうをご覧いただきたいと思います。

この冊子は平成26年3月、25年度末に作成いたしました旭市道の駅第三セクター設立計画についての説明であります。この計画につきましては、産業経済団体の代表及び地方公共団体代表及び消費者の代表者等で組織する旭市道の駅建設準備委員会におきまして、議論と検討を重ね、策定したものであります。

恐れ入りますが、限られた時間の中での内容説明になりますので、要点のみの説明とさせていただきますので、ご了解願いたいと思います。

まず、表紙を1枚めくっていただきますと、目次になっております。

第1章は、道の駅、第三セクター設立計画の基本方針、第2章、第三セクターの資本金及び出資構成、第3章、組織計画、第4章、市民理解を深める制度の付加、第5章、第三セクターの運営計画、第6章、道の駅設置に向けたスケジュール、最後に参考資料として旭市道の駅建設準備委員会名簿と第三セクター設立部会名簿が構成されております。

目次をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

道の駅の整備の目的とコンセプト、(2)第三セクターによる道の駅管理運営方式の決定に至る経緯を説明しております。この内容は、平成24年度に策定いたしました道の駅実施計画において決定している事項であります。

2ページになります。2ページでは業務の領域について、ご覧のとおり第三セクターの役割を図で示しております。

3ページでは、設立に係る前提条件を整理しております。

次に、4ページをご覧ください。

表のとおり、会社設立には2種類の方式があります。発起人が設立時、発行株式の全部を引き受ける発起設立と、発起人が設立時、発行株式の一部を引き受けるほか発行株式を引き受けるものの募集を、募集設立があり、比較検討いたしました。

その結果、5ページの(2)第三セクター設立事例の比較、2段目にありますように、道の駅は公的役割が強いことから、会社の目的を十分理解している団体、企業が発起人となり、発行株式を全部引き受ける発起設立方式が適切であると義務付けられております。その一方、道の駅の運営におきましては、市民の理解、協力、支援を得ることも不可欠であるため、市民や一般企業からの出資につきましては、開業五、六年後の将来的な出資の段階で受け入れる仕組みを整えておくことを検討しております。

7ページになりますが、ここでは自治体の資本金出資比率の調査を記載しております。

次に、8ページになります。出資の比率、持ち分により具体的に可能となる議決事項を明確にしております。会社法による50%以上を保有していれば普通決議の単独成立が可能になり、66.7%、これは3分の2ですが、保有していれば特別決議の単独成立が可能となります。

9ページになります。9ページでは、資本金額の根拠として低額パターンと高額パターンによる必要な費用の算出をしております。

次に、10ページになります。下です。出資金額と出資比率の位置付けをご覧ください。出資金額につきましては、開業準備及び開業後の運転資金にある程度の余裕を持つため、高額パターンの4,400万円に決定しております。また、各種団体における出資の比率につきましては、11ページで想定している増資も考慮いたしまして、各構成団体と協議した結果、施設は市が全て整備する行政財産であることや、道の駅は公共性が高いこと等からプランAを採用し、旭市が70%、残り30%は構成団体であるJA、商工会、漁協、市内の金融機関で出資することを決定しております。現在、各構成団体へ出資に関する正式な依頼をしております。市以外の30%につきましてはおおむね了解をいただいていることから、今月27日金曜日ですが、午後2時から第三セクター発起人会の設立調印式を開催する予定であります。

12ページから14ページまでは、第三セクター組織計画として、取締役会、監査役等の機関設計、役員構成等の検討をしております。

次に、15ページから17ページ、ここにかけましては、市民理解を深める制度について市民によるユーザーズクラブの検討をしております。この組織は道の駅の開業以前から設置を行い、市民の参加、意見集約、道の駅のサポートを一括して行うことによりまして、市内外、

地域の道の駅の理解の浸透を図ることを目的としております。また、将来的には、市民出資につながるような仕組みを企画していくことも検討したいと考えております。

続きまして、18ページからは開業後5年間の売上金額の予測をしています。

19ページをご覧ください。

高成長、中成長、低成長の3つのパターンから売上げ予測を行うものであります。

続いて22ページの一番下、数字予測パターン3、低成長の採用をご覧ください。ここにありますように、売上げ予測につきましては、将来の社会変化の予測が難しいこと、今後競合する可能性の高い企業等の出店やリニューアルを勘案いたしまして、最も強い影響がある場合を想定し、低成長のパターンを採用することを決定しております。

25ページから31ページになりますが、ここでは、物販部門におきます農産物、弁当や総菜、加工品、畜産、海産物の売上げ設定をしています。

32ページでは、開業後5年間の物販部門の人件費を算出しております。

33ページでは、近隣の道の駅の販売手数料を比較しながら、旭市の手数料を設定しております。なお、農畜水産物の生産者を対象にいたしました出荷希望者説明会を5月に開催しており、市内の出荷者は農産物等の生鮮品は15%、加工品は20%、食品以外の工芸品等、これにつきましては、25%の販売手数料として、既に募集を始めているところであります。また、加工品、物販品等の出荷希望説明会につきましては、来月7月16日、17日に、旭市商工会館にて開催する予定となっております。

35ページは物販部門の損益計算を予測しております。

続きまして、36ページからになりますが、飲食部門の運営計画の検討をしています。自然食バイキング業態とテナント業態の比較検討を行い、37ページ上段に記載のとおり、自然食バイキングレストラン方式の検討をしています。

続きまして、38ページでは飲食の売上げ予測、39ページでは飲食の人員計画の検討、40ページでは自然食バイキングの損益計算を算出しております。

41ページから42ページでは運営会社が行政へ支払う地代家賃の考え方を検討しております。

次に、43ページをご覧ください。

第三セクター5年間の運営計画として、物販と飲食を併せた道の駅全体の損益計算をしています。表の中の平成27年度の一番下、暫定営業利益をご覧ください。初年度は開業に係る創業のための原資や消耗品、開業準備段階からの人件費、開業の運転資金がかかること等があること、現在、平成27年10月の開業を目指しているため、営業期間が6か月であること

から、約2,180万円の赤字を見込んでおりますが、これは資本金から賄うものであります。なお、ご覧のとおり、2年目からは黒字経営になる予測であります。

また、この売上金額につきましては、施設のテナント料、それからイベント時の売上げ等は今後の検討項目にあるため計上はしておりません。ほかに収入が見込まれる項目や金額があるということでご理解いただきたいと思っております。

次に、44ページをご覧ください。

第三セクターに付加する部門として、パン業態のテナント、45ページではアイスクリーム業態のテナントの検討をしております。

46ページでは、道の駅で想定されるイベントの種類、47ページでは実施イメージを検討しております。

続きまして、48ページから51ページになりますが、平成26年度から27年度の道の駅開業までのスケジュールといたしまして、農産物直売と一般加工品の出荷者募集から協議会の設立、テナント出店に向けた検討をしております。

52ページをご覧くださいと思います。

細かな資料で見にくく申し訳ございませんが、初期の検討開始から竣工、開業までのスケジュールであります。

要点を申し上げます。平成24年度に実施計画を策定いたしました。25年度は用地買収、建設工事の設計、本計画書ですね、第三セクター設立計画書の策定、平成26年度は造成工事、建設工事の着手、物販施設の生産者や加工品の出荷者の募集、発起人会による会社設立のための準備、平成27年度は運営する株式会社を設立するとともに建設工事を完了させ、10月の開業を目指しております。

続きまして53ページになりますが、これは26年度のスケジュールの詳細を示しております。

54ページでは、これまで全ての検討を行っていただきました旭市道の駅建設準備委員会の名簿、55ページでは本計画書の検討をしていただきました策定作業部会の名簿であります。

計画書につきましては以上ですが、地元旭市で初めてできる道の駅ということで、市民の皆様から応援や心配の声をいただいております。

道の駅はスーパーとは違います。地元の自然や文化など情報の発信基地であります。地元旭市のブランドの情報発信の拠点となるものでもあります。旭市の魅力や豊富な産品を知っていただき、生産者や商業者などより多くの市民団体がかわり運営する仕組みができることで、地域のにぎわいの場が生まれるとともに交流の拠点となる施設であります。

また、旭市の観光は夏場が中心となっていましたが、近年はサーファーなどが四季を通じて訪れています。こうして、通年で地元の特産や、観光などの情報を発信し、市内外から多くの人を呼び込める道の駅の整備をしたいと考えておりますので、委員の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、道の駅の駅長について報告させていただきます。

建設準備委員会の皆様を中心に推薦していただきまして、計11人の候補者が推薦されました。そして、この11人の候補者について、推薦者から推薦理由や経歴を再確認いたしました。その結果、推薦を辞退している方などもありまして、最終的には6人の候補者となりました。その後、6人の候補者に同一様式で履歴書を提出していただき、駅長の応募者になっていただきました。

そして、4月18日、午前10時から道の駅駅長選考委員会を実施いたしました。選考委員には市長、副市長、それから私、企画政策課長、民間から2名によります選考委員会を実施いたしました。結果、駅長内定者となった方は、市役所商工観光課、堀江隆夫さんです。なお、正式には年度末に設立予定をしております運営会社が採用するというような形になります。平成27年度からは正式駅長として開業準備に当たっていただくこととなります。

以上でこの報告を終わりにいたします。

続きまして、電算経費につきまして説明させていただきます。

3月議会に高橋委員のほうから、電算経費について一般会計の総額の表が分かるようにということでご質問を受けましたので、今回説明させていただきます。

この資料は、26年度一般会計当初予算から電算経費を抜き出して積算したものであります。左上の表をご覧ください。

一般会計のうち、企画政策課が所管する部分につきましては4億3,990万2,000円、ほかの各課の所管分につきましては1億2,449万7,000円、合計で5億5,839万9,000円の予算額となっております。

続いて、中段の表をご覧ください。

企画政策課分の内訳につきましては、需用費から順番に申し上げます。まず、需用費1,157万2,000円は本庁、支所及び各施設を結んでいる広域情報ネットワークの光ケーブルの修繕や電柱移設等の経費、また、各課に設置しているプリンター用トナー、サーバーのバックアップ用テープ等の経費であります。

次に、役務費144万7,000円はインターネットの接続料であります。

次に委託料 2 億 1,098 万 6,000 円は先ほど申しあげました広域情報ネットワーク設備機器の保守委託料や、住民票、印鑑証明、市民税や固定資産税の税関係、保育料や介護保険の福祉関係、住民健診などのシステムの保守委託料、また、人事給与や財務会計のためのシステムの保守委託料であります。

続きまして、賃借料につきましては、2 億 569 万 8,000 円は委託料の説明で申しあげましたが、広域情報ネットワークの設備機器の賃借料並びに各種システム等に使用する電算機器の賃借料であります。

次に工事請負費 146 万 9,000 円は、三川保育所、飯岡中央保育所の廃止に伴う光ケーブルの撤去に係る工事費であります。

次に、負担金及び交付金 273 万円は、県内の自治体で共同運営を行っているちば電子調達システム等の利用負担金であります。なお、金額は職員研修費や旅費、燃料費等は除いて積算しております。

続いて、議会事務局から下をご覧ください。

各課の所管分につきましては、右側の備考欄に記載している電算システムに係る委託料と賃借料となっております。

最後になりますが、これも 3 月議会で高橋委員よりお話のありましたコミュニティバス、東庄町から運営されているバスが旭市を通過して中央病院に行っているわけなんです……

(発言する人あり)

○企画政策課長(伊藤 浩) すみません、これは資料がありません。言葉で説明させていただきます。

もう一度説明させていただきますが、東庄町から運行されているバスが旭市を通過して中央病院に行っていると、このバスが旭市内に来た時に、これは場所的には海上地区、幾世、清滝、見広の方々が利用することができないかということで、私ども東庄町のほうへ行きまして協議させていただきました。その結果について報告させていただきます。

東庄町が運行する、これは無料バスです、おでかけ号といいます。これを旭市民が利用できないかとの協議をいたしました。協議に当たりましては、旭市のコミュニティバスが有料運行しているため、旭市民の公平性を考慮いたしまして、市内の区間については有料で運行することを条件といたしました。結果といたしましては、東庄町から有償運行となることで、運送許可の変更問題が生ずる。それから運行許可が変わることによって、現在運転手が一種免許でやっているみたいなんです、二種免許所持者の確保の問題が生じる、これが 2 点目

です。3点目といたしまして、有償運行に移行するために車両設備の整備が新たに必要となるため、対応ができないとの回答がありました。

このような、以上のようなことから東庄町が運行しているバスを旭市民が利用するようなことは難しいということでの回答がありました。

企画政策課からは以上です。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、行政改革推進課から、旭市公共施設白書に關しましてまとめましたので、この内容についてご説明申し上げます。

この白書に關しましては、3月議会の総務常任委員会で公共施設現況調査報告書、これは速報という形でございましたけれども、これを配付しまして、一部内容についてご説明を申し上げてあったところがございます。その段階では、あくまでも本白書を作成する上での基礎的な資料としてまとめたものであったこと、その後の一部修正が入るという前提でご説明申し上げておりました。

今回、改めて冊子としてまとめましたので、この内容につきましてご説明申し上げるものでございます。

1ページ開いていただきまして、はじめにという文があります。

その次のページ、目次になります。目次をご覧くださいまして、ここのところ、大きく3つの章に分けて記述しております。

第1章から第2章まで、1ページから14ページまででございますが、ここにつきましては前回の速報時に説明した内容と重複する部分でございます。第3章は機能分類別の施設区分ごとに個別施設につきまして、コスト、ストック、サービスという3つの視点から現状を把握し、さらに分析して問題点や課題を抽出しているところでございます。

第1章及び第2章につきましては、前回の説明時から表示や記述の追加など若干の修正もございますので、変わった点等を中心に、これは補足説明したいと思います。

まず1ページなんですけれども、人口推移で文章による説明が入ったところがございます。

2ページなんですけれども、速報では下の表のところに、学校に在籍する児童・生徒の推計値を入れてあったんですけれども、これは実際には減少率を一律に掛けてしまって出していたというところがあって、誤解を招くんじゃないかということがございまして、今回は改めて年代別人口の構成率の表という形でここに入れてございます。

次の3ページから5ページまでなんですけれども、ここにつきましては、決算から見た財

政状況でございます。文章による説明を加えたものでございます。グラフは3月の時と同じものが入っている、ただ、数字につきましては、より大きな単位でまとめてございます。

次の6ページなんですけれども、職員数の推移ということで、これを盛り込んでいます。

7ページ、これは第2章になりますけれども、市民1人当たりの公共施設の面積を特出ししてここに記載しております。

次の8ページは、ほぼ同じものをそのまま表現を若干変えている所があるということでございます。

9ページなんですけれども、地域別の施設の偏在性といいますか、そういうものを整理してここに記載しています。

10ページでございますが、ここでは維持管理及び運営に係るコスト及び合併後の施設整備に係ります投資額の状況を記載しております。

右側の11ページは速報時と内容は同じでございます。少し書きぶりを整理したというものでございます。

12ページなんですけれども、速報時には条件を変えて3つのパターンで必要な費用を示していたところでございますが、一般的に更新した場合にかかる費用、それを1つにまとめまして載せているということです。

13ページは、地方交付税の将来見通しということで、これを新たに1ページ加えてございます。

14ページでございます。ここは将来の施設のあり方を考えていくことの必要性ということで記述させていただいています。真ん中辺より下に図がありますけれども、そのすぐ上、中ほどには市全体で公共施設等総合管理計画の策定ということで、国からの強い要請も出されているこの計画に取り組むことを記述させていただきました。

前回速報の段階では、道路、橋梁といったインフラ施設にも触れていたところでございますけれども、今回はあくまでも施設、箱物という捉え方で、インフラ施設は次の公共施設等総合管理計画の中で体系付けていくものとしております。その段階で盛り込んでまいる予定でございます。

15ページからは第3章となります。冒頭申し上げましたとおり、施設区分ごとに個別施設につきまして、コスト、ストック、サービスの3つの視点から分析し、問題点や課題を抽出しています。

実態把握の手法でございますけれども、具体的には17ページ①の施設の築年数等の概要と

かそういうところの条件、それから⑤までの5項目で調査や分析の結果を個別施設ごとに整理して記載しています。また、④の施設の評価につきましては、さらに6つの項目で評価を行いまして、結果をレーダーチャートという図で表しています。この内容は18ページ、19ページに記載してございます。レーダーチャートでございますが、数値基準等による絶対評価とそれから機能分類内での相対評価をしてございます。1つ目としては構造の安全性、2つ目として建物の健全度。3つ目としてバリアフリー対応、4つ目として環境安全面、5つ目として利用効率性、6つ目として費用効率性で、これらを設定しております。

続く20ページから個別の施設の内容ですけれども、142ページまで、ただいま説明した基準等によりまして、個別施設ごとに記述しております。例えば20ページなんですけれども、ここでは庁舎関係、それで各項目をグラフ化し分析を加えまして、さらに分かりやすく22ページのところでは、この施設、1人当たりどのくらい負担しているのかとか、そういった負担額等も入れさせていただきました。

23ページの最後の⑤のところでは分析した結果や課題も記述しているところでございます。

同じような形で機能分類別に各施設を分析しています。これ以外の施設につきましては非常に膨大な量になりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。これが142ページまでずっと続いて記述してございます。

少し飛びまして、142ページまで終わったということになりますと、次に143ページになります。ここでは資料編ということで、ここから148ページまでは機能分類別の施設の一覧ということで、どこが所管しているかというその所管課も記載しながら、一覧表にしてございます。

149ページから152ページ、ここまでは主な用語の解説ということで入れてございます。

今回の白書はあくまでも箱物と言われるものをまとめたものでございます。このほかにも道路、橋梁等のインフラ施設もあります。全ての施設には耐用年数があつて、その更新には多額の費用がかかること、また国、地方を問わず財政面の厳しさも増しているという状況がありますので、将来に向けて公共施設を核とした行政サービスをいかに継続して提供していくか、真に必要な公共施設は何なのかということを確認するとともに、適正な施設運営を再構築していく等施設のあり方と併せて、効率的で効果的な活用方法の検討がこれからの喫緊の課題であると考えております。

今後、その他の市全ての施設、これはインフラ施設も含めてでございますが、これを対象に公共施設等総合管理計画の策定に取り組むことになろうかと思っております。次のステップに進

むに当たりましては、議会をはじめ、議員の皆様、市民の皆様、現状をきちんと全て理解していただくことが重要ではないかなと考えております。このため、この白書の内容について多くの皆様を知っていただけるよう、十分な周知を図りまして、各方面で議論が巻き起こってくることを期待しているものでございます。

誠に雑駁でございますが、以上で公共施設白書の説明を終わります。なお、この白書につきましては、全て市の中で作りまして、製本まで市で実施しているということで、冊子にしたものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 所管課の報告は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 旭市の道の駅についてお伺いしたいと思うんですが、第三セクターを設立して、そこで運営をされるということを説明いただいたんですが、その中で、旭市が70%の株を持つということで、3分の2以上の株を持つので、その決議も単独で成立していくかと思うんですが、その中で取締役の人数だとか、取締役の構成なんかもう決まっているかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この取締役、この辺は12ページ、13ページになろうかと思えます。現段階でこの12ページの3番目になるんですが、役割ということで、取締役3人以上によって構成される代表的な取締役の選任をはじめ、会社の重要な業務について意思決定を行う機関ということで、これは設置ということで、現在3人以上、取締役会を、今出資されている方々から、好ましいんじゃないかということの方向付けをしております。最終的には、もう少し詰めていって、今設立いたしますその組織、その中で具体的に詰めていくと思うんですが、今のところそういう予定でおります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、中に入る取締役は市長だとか課長や市役所の方が入るのか、それとも一般の人が入るのかというのは決まっているのかどうかお伺いしたいのと、あと駅長の任期があるのかどうなのか、それからその代表取締役になった方が駅長の人事権を持っているのかどうか、そういうところが決まっておりましたらお願いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、取締役会のその構成メンバーにつきましては、出資者が一番株主として市になるわけです。これは市のほうからどなたがということでは、まだその辺は具体的な詰めはなっておりません。先進市等を見て、町長だったり市長という形もございます。

それから、駅長の任期なんですけど、これは会社が採用するわけですから、社員として、社員の任期という形ではまだ、それは決まっていない、株式会社が決めるということで、今はないと思っております。

その人事権についても、社長というのはそういった人事に携わってくるとお思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 電算の関係、詳しく出していただいたわけですが、結局この金額が、これが果たして妥当なのかどうか、その辺はどういうふうに検証しているのか。

それからもう一点、先ほどバスの件がありましたが、バス、料金を払うということは営業ということで、免許からいろいろ違っちゃうわけですが、そういう中で、例えば海上地区から乗る人に、旭市の証明を出した場合、これはどうなるんですか。旭市の市民が乗ったよという証明の場合は、これは金銭関係が全然伴わないから、この場合はどうなるんですか。その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） きょうお示しいたしましたこの電算経費、これにつきまして、実は5月16日に銚子市と匝瑳市の電算関係に集まっていたきまして、旭市で打ち合わせ会をさせていただきました。ここは私ども初めてということで、2時間半協議させていただきました。

ここで感じたことは、ネットワークの構築とか電算システム、それから設置の機器の導入、運用、それぞれ市の置かれている環境がございまして、その経緯など、かなりその違いが見えます。これは、一番最初は共同事務としてやったわけなんですけど、その中で特に各市で悩んでいること、これが増加する電算の経費をどのように削減していくかと、これが一番の議題になりました。

認識として、いろいろ試行錯誤しながら取り組んでいるというような実情の中でやっていることは、旭市と同じような悩みであると、今後はこういう情報の共有化という形では、電算経費をいかに削減していくかということもそうなのですが、ある程度の組織が一緒になってその経費を節減できないかということが一つ課題になりました。しかし、先ほども言いましたように、いろんな形でいろんな方向付けで、そのメーカーも違うということがいろいろございまして、先ほど言いました妥当な数字かということ、非常に説明が難しいと認識しております。

私、ちょっと言わせていただきますと、役所に入った時、税務課の証明係にいたことがあります。この証明係、当時私ども、証明が来ると4人で対応していました。しかし、今は多分、税務課1人の職員が、本当に来た時にリアルタイムでぽっと出せる、これも本当に一つ一つ考えてみると、電算の力だなというような感じがいたします。

あと、ただ妥当かどうかというのは、今後常に毎年値上がっておりますので、しっかりした検討をさせていただきたいと思っております。

運賃につきましては、無料ということの条件でお話を持っていきましたので、今言われた証明書というような形のものです、その今の制度、許可をされている東庄町はそれで対応できるのかということの協議はしてありませんので、その辺をまた協議できれば話をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この電算の経費というのは、かなりいろいろ難しいものがありまして、例えばあれでしょう、本体、よく1円入札なんていうこともありましたよね。あとは、今度は本体を安くやって、ソフト面で値段を、価格をとっていくと、そういう中でこの5億5,000万円ということは、結局当初の目的はやっぱり人件費の削減で入れてあるわけなんです。そうしますと、5億円というと100人分なんですよ。

それと同時に、また各市はそれぞれでみんな独自の、多少システムが違うからこれはしょうがないと思うんですが、やはり例えばこの3市、銚子市、旭市、匝瑳市といろいろ組んでやっていますけれども、そういう中で例えば共通ソフトを作って、それで多少の違いは直していくと、そういう考えは全然ないものなのか。ただ、これでは業者の言いなりで金を払っているんじゃないかと私は想定するんです。皆さん方、よく詳しく存じないで、言いなりで払っているんでしょう、現実的には。その辺をどういうふう to 今後やっていくのか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 見積もり、それから執行に対する見積もり等、これはITアドバイザー、これもお金のかかる話なんですけど、採用しております。その方に業者からの見積もり、それから予算の見積もりであったり、執行に対する見積もりの精査、これはそういう業界に対しては抑止効果だけじゃなくて相当な金額的な減、その効果が出ております。

このある程度見積もりの段階で、3市で会った時に、匝瑳市に1人、結構長く業務をやっている方、もう35年ぐらいで、30年ぐらい電算業務を担当、そういう本当に精通している人がいるとある程度心強いかなとは思いますが、役所の職員で専門に入ったという方はいませんので、その辺は、今後ある程度精通してきて、そういうような精査ができるというふうなことも、銚子市にもそういう方がいらっしゃるんですけど、そういうことがアドバイザー以外に全体の士気を上げていって、精査できるような職員体制になればとは考えているんですが、なかなかその辺も難しいところがあるというのが現状であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは幾ら言ってもしょうがないとは思いますが、やっぱりそういう、副市長もいます、課長、やはり匝瑳市にそういう職員がいればメリットがあるということであれば、やはりその辺も十分、これからの職員体制の中でやっていくべきだと思いますけれども、いずれにしましても電算というのは、なれなくちゃできないわけですよ。例えば車だってそうでしょう。免許証を持っていたって乗らなかつたら全然駄目、持っていないと毎日乗っていれば上手なわけです。それと同じでやはりせっかく入れてあるこの電算、こじきがまんまもらったような状態でもしょうがないから、やっぱりうまく使いこなす、そういう体制を作っていただきたいと思います。あとはいいです。

○委員長（向後悦世） 太田委員。

○委員（太田将範） 道の駅と公共施設の白書につきましてちょっとお願いがあるんですけど、いきなりこれだけのものを渡されて、意見を求められてもなかなか難しいと思いますし、一般質問でも道の駅につきましてはあまり評価していない議員もいらっしゃいますので、そういった意味では、やはりきちっとした意見交換ができる総務常任委員会だけではなくて、全員協議会なりでそういう議論する場を設けてもらいたいということです。

それともう一つは、やっぱり公共施設につきましても、各施設総論賛成で、この施設をどうするかということになると各論反対になっちゃうというパターンもありますので、各行政

区といいますか、その地区でまた考え方も相当違うと思いますので、やはりこれも全員協議会等で議論する場を設けていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（向後悦世） 今、太田委員より全員協議会みたいな形で議論する場を設けてほしいというようなことですが、委員の皆さんいかがでしょうか。ちょうど議長もおりますし。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 後で協議するか。

じゃ、今後協議していきたいということで、ご了承願います。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世